

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
がと日、  
の翌日)

## 目 次

◇条 例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第四十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「十五万円」を「十六万円」に改め、同項第二号中「三万二千五百円」を「三万四千元」に改める。

第八条第三項中「七千元」を「八千元」に、「二千二百円」を「二千三百円」に、「四千五百円」を「五千元」に改める。

第九条の四第一項第一号中「五千元」を「六千元」に改め、同条第二項第一号中「一万二千元」を「一万三千五百円」に、「五千元」を「六千元」に、「三千五百円」を「五千元」に、「七千元」を「七千五百円」に改める。

第十条第二項第一号中「一万二千五百円」を「一万四千元」に、「千五百円」を「二千元」に改め、同項第二号中「千七百元」を「二千元」に、「三千元」を「三千四百円」に、「三千三百円」を「三千八百円」に、「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項第三号中「一万二千五百円」を「一万四千元」に、「千五百円」を「二千元」に改める。

第十六条の二第一項中「人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては、」に改め、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、」を「入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては、」に改め、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

## 別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	251,400	193,900				100,400	88,000	
2	262,500	202,000	172,100	145,600	122,000	105,400	91,900	72,800
3	273,600	210,300	178,900	151,800	127,400	110,500	95,900	74,900
4	284,800	218,900	185,800	158,100	132,900	115,700	100,400	77,100
5	296,000	227,500	192,700	164,400	138,700	120,800	104,800	79,300
6	307,100	236,200	199,700	170,700	144,500	125,900	108,800	82,100
7	318,200	244,900	206,900	177,200	150,300	131,000	112,800	85,000
8	329,400	253,600	214,100	183,900	156,000	136,000	116,600	88,000
9	340,600	262,300	221,300	190,700	161,700	140,500	120,200	90,500
10	351,800	271,000	228,600	197,600	167,400	144,900	123,700	92,900
11	360,000	279,300	235,900	204,500	173,200	149,300	126,900	95,300
12	366,100	287,500	243,100	211,300	178,900	153,600	130,100	97,500
13	372,200	295,300	250,300	218,100	184,600	157,900	133,200	99,700
14	377,800	301,400	257,400	224,900	190,200	161,800	135,900	101,900
15	382,600	307,500	264,500	231,400	195,600	165,600	138,600	104,100
16		311,800	270,100	237,900	200,600	169,300	141,200	106,200
17			275,600	242,900	205,500	172,900	143,700	107,800
18			279,500	247,900	209,000	176,000	146,100	
19			283,300	251,500	212,300	179,000	148,100	
20			287,100	255,100	215,400	181,300		
21				258,700	217,900	183,600		
22				262,300	220,300	185,800		
23					222,700	188,000		
24					225,100			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1					101,200	90,300	
2	204,300	190,300	164,200	128,000	106,500	93,500	83,900
3	211,600	197,300	170,300	133,700	111,800	96,800	86,900
4	218,900	204,300	176,500	139,600	117,100	100,900	90,100
5	226,400	211,500	183,400	145,500	122,400	106,000	93,300
6	233,900	218,700	190,300	151,500	127,700	111,100	96,600
7	241,400	226,000	197,300	157,600	132,900	116,100	100,600
8	248,800	233,300	204,300	163,600	138,100	121,100	105,400
9	256,200	240,600	211,400	169,600	143,400	126,000	110,300
10	263,600	248,000	218,600	175,700	148,700	130,900	115,100
11	271,000	255,400	225,800	181,800	153,900	135,900	120,000
12	278,400	262,800	232,900	187,800	159,100	140,900	124,800
13	285,800	270,100	240,000	193,800	164,400	145,800	129,600
14	293,200	277,400	247,100	199,800	169,700	150,700	134,500
15	300,600	284,500	254,200	205,800	175,000	155,700	139,400
16	307,500	290,900	261,300	211,700	180,300	160,700	144,200
17	314,300	296,700	266,500	217,400	185,700	165,700	149,000
18	318,400	300,600	271,700	223,100	191,100	170,700	153,700
19	322,500	304,400	276,500	228,500	196,600	175,800	158,400
20		308,200	280,100	233,500	202,100	180,900	163,100
21			283,700	238,100	207,600	186,000	167,800
22			287,300	242,700	213,000	191,100	172,500
23			290,900	247,300	218,400	196,200	177,200
24				251,900	223,400	201,300	181,900
25				254,900	228,000	206,300	186,600
26				257,900	232,600	211,300	191,300
27				260,900	237,200	215,800	196,000
28				263,900	241,800	220,300	200,700
29				266,900	244,800	224,700	205,400
30					247,800	229,000	209,300
31					250,800	233,200	213,100
32					253,700	235,900	216,900
33					256,600	238,600	220,700
34							223,800

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第三 教育職給料表(第三条関係)

## イ 教育職給料表(-)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	245,000	—	93,500	—
2	252,200	178,900	97,800	79,200
3	259,700	185,700	102,800	82,000
4	267,200	192,500	107,800	84,900
5	274,700	199,400	112,800	88,100
6	282,300	206,300	117,800	92,100
7	289,900	213,200	122,900	96,200
8	297,400	220,100	128,100	100,700
9	304,900	227,000	133,400	105,300
10	312,400	234,000	138,800	110,100
11	319,800	241,000	144,200	114,900
12	327,200	248,000	150,000	119,700
13	334,300	255,000	156,200	124,700
14	341,300	262,000	162,700	129,800
15	345,900	268,900	169,200	134,900
16		275,800	175,700	140,000
17		282,700	182,300	145,100
18		289,500	188,800	150,100
19		296,300	195,400	155,100
20		303,100	202,000	159,600
21		309,600	208,700	164,000
22		316,100	215,400	168,400
23		322,300	222,100	172,700
24		328,500	228,800	177,000
25		332,700	235,500	181,300
26			241,700	185,600
27			247,800	189,900
28			253,800	194,100
29			259,800	197,800
30			265,700	201,400
31			270,600	204,500
32			275,300	207,600
33			279,900	210,600
34			284,100	213,400
35			288,200	215,600
36			292,200	
37			295,200	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 教育職給料表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	242,000	—	84,900	—
2	248,800	152,100	89,100	79,200
3	255,600	158,700	93,500	82,000
4	262,500	165,400	97,800	84,900
5	269,400	172,100	102,800	88,100
6	276,200	178,800	107,800	92,100
7	282,900	185,500	112,800	96,200
8	289,600	192,200	117,800	100,700
9	295,700	198,900	122,900	105,300
10	301,800	205,500	128,100	110,000
11	307,600	212,000	133,400	114,700
12	313,400	218,400	138,800	119,400
13	318,200	224,800	144,200	124,100
14	323,000	231,300	150,000	128,800
15	327,100	237,800	156,200	133,500
16		244,200	162,700	138,100
17		250,600	169,200	142,700
18		257,000	175,700	147,200
19		263,300	182,200	151,600
20		269,500	188,600	155,900
21		275,700	195,000	160,200
22		281,400	201,400	164,100
23		286,500	207,600	168,000
24		291,500	213,800	171,500
25		295,900	219,600	174,900
26		299,600	225,400	177,900
27		302,600	231,200	180,900
28		305,600	236,800	183,500
29		308,600	242,100	185,800
30			247,300	188,000
31			252,400	190,100
32			257,300	
33			261,900	
34			266,500	
35			270,700	
36			274,400	
37			278,100	
38			281,500	
39			284,100	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表(第三条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	90,700	79,500
2	—	—	95,100	82,500
3	—	—	100,000	85,900
4	200,800	143,300	105,500	89,300
5	209,000	150,300	111,000	92,900
6	217,700	157,300	116,500	97,300
7	226,400	164,400	122,000	102,000
8	235,100	171,500	127,700	106,900
9	244,500	178,600	133,600	112,200
10	253,900	185,600	139,500	117,600
11	263,300	192,500	145,400	123,000
12	272,900	199,300	151,300	128,300
13	282,500	206,100	157,000	133,600
14	292,000	212,300	162,600	138,900
15	301,500	218,500	168,200	143,900
16	311,000	224,400	173,700	148,300
17	320,500	229,700	179,200	152,700
18	330,000	234,600	184,500	157,100
19	339,400	239,500	189,800	161,300
20	348,800	244,300	195,100	165,500
21	356,800	249,100	200,400	169,700
22	362,600	253,900	205,600	173,800
23	368,400	258,700	210,800	177,200
24	373,400	263,500	215,200	180,600
25	378,400	267,800	219,600	183,300
26	382,600	272,100	222,800	185,800
27		275,600	226,000	
28			229,200	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五 医療職給料表(第三条関係)

## イ 医療職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	255,000 <sup>円</sup>	194,500 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	116,400 <sup>円</sup>
2	263,700	203,100	169,300	123,300
3	272,400	211,700	177,600	130,200
4	281,100	220,300	186,000	137,100
5	289,800	228,900	194,500	145,000
6	298,300	237,600	203,000	153,100
7	306,800	246,300	211,500	161,200
8	315,000	255,000	220,000	169,300
9	323,200	263,700	228,500	177,400
10	331,400	272,400	237,100	185,500
11	339,600	281,100	245,700	193,600
12	347,700	289,000	253,000	200,200
13	355,700	296,900	260,300	206,700
14	363,700	304,800	267,200	213,300
15	370,400	312,700	274,000	219,800
16	377,100	320,600	280,800	226,400
17	383,800	328,000	287,600	232,900
18	389,500	335,400	294,400	239,400
19	394,300	342,800	301,200	245,300
20	399,100	349,100	307,100	249,700
21		355,400	313,000	254,000
22		359,700	318,300	257,100
23		364,000	322,000	
24			325,700	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表(二)

職務の等級	1 等級	特2等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	200,700	178,900	151,800	112,300	90,600	79,800	—
2	209,300	185,800	158,300	117,700	94,400	83,000	75,000
3	218,000	192,700	164,800	123,100	98,400	86,200	77,300
4	226,800	199,700	171,400	128,500	102,500	89,800	79,600
5	235,600	206,900	178,200	133,900	107,200	93,600	82,600
6	244,400	214,100	185,000	139,400	111,900	97,600	85,600
7	253,200	221,300	191,900	144,900	116,800	101,600	88,700
8	262,100	228,600	198,800	150,600	121,700	105,500	91,000
9	271,000	235,900	205,600	156,300	126,600	109,300	93,300
10	279,300	243,100	212,400	162,100	131,500	113,100	95,600
11	287,500	250,300	219,200	167,900	136,300	116,900	97,700
12	295,300	257,400	225,800	173,600	140,800	120,400	99,800
13	301,400	264,500	232,300	179,300	145,300	123,900	101,400
14	307,500	270,100	238,600	185,000	149,800	127,100	
15	313,600	275,600	244,000	190,600	154,200	130,300	
16	317,900	279,500	249,300	196,200	158,500	133,400	
17		283,300	254,100	201,500	162,500	136,100	
18			258,800	206,700	166,300	138,800	
19			262,400	210,400	170,000	141,300	
20			266,000	213,900	173,600	143,300	
21				217,200	176,600		
22				219,700	178,900		
23				222,200	181,200		
24				224,600	183,400		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	175,300	136,800	117,200	88,800	77,900
2	181,700	142,000	121,900	92,600	80,600
3	188,100	147,300	126,700	96,600	83,300
4	194,600	152,700	131,500	100,600	86,000
5	201,400	158,200	136,400	104,600	88,800
6	208,300	163,800	141,300	108,700	92,600
7	215,300	169,400	146,200	112,800	96,500
8	222,300	175,000	151,100	117,000	100,500
9	229,300	180,600	156,000	121,200	104,500
10	236,400	186,200	160,900	125,400	108,500
11	243,500	191,800	165,800	129,600	112,500
12	250,600	197,400	170,800	133,800	116,500
13	257,600	203,000	175,800	138,000	120,400
14	264,600	208,600	180,800	142,100	124,200
15	271,600	214,200	185,800	146,200	128,000
16	277,800	219,800	190,800	150,300	131,800
17	284,000	225,400	195,900	154,400	135,600
18	289,800	231,000	201,000	158,500	139,400
19	295,600	236,600	206,100	162,600	143,100
20	299,400	242,100	210,900	166,600	146,800
21	303,100	247,200	215,700	170,600	150,500
22	306,800	251,200	220,400	174,600	154,100
23		255,200	224,300	178,600	157,300
24		259,200	228,200	182,600	160,500
25		262,400	231,900	186,600	163,700
26		265,600	234,900	190,500	166,700
27		268,300	237,900	194,400	169,600
28			240,400	198,300	172,500
29				201,900	174,700
30				204,300	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員  
で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 附 則

## (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第十六条の二の規定を除く。）は、昭和五十二年四月一日から適用する。

## (最高号給等の切替え等)

3 昭和五十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

## (切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

## (切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度

において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

## (旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づき人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

## (住居手当に関する経過措置)

7 切替期間において、改正前の条例第九条の四の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の四の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の四の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続き期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第九条の四の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十三年三月三十一日（同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

## (給与の内払)

- 8 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第九条の四又は前項）の規定による給与の内払とみなす。  
（人事委員会への委任）
- 9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会が定める。